# 鹿児島県 廃棄物処理計画





# 鹿児島県 廃棄物処理計画



## その1

第1章 廃棄物処理計画の基本的事項 (p1~)

第2章 廃棄物の現状,将来予測及び課題 (~ p22)

第1章 廃	棄物処理計画の基本的事項	1
第1節	計画策定の背景	1
第2節	計画の位置づけ	2
第3節	計画の期間	2
第4節		3
第5節	計画の対象	4
	棄物の現状,将来予測及び課題	6
第1節	廃棄物の現状	6
	項 一般廃棄物	6
1	- / - 1/1 11 1/10 1	6
	(1) 総排出量	6
	<ul><li>(2) 収集形態別排出量</li><li>(3) 処理の状況</li></ul>	8 9
	(4) リサイクルの状況	10
	(5) 最終処分の状況	12
	(6) 処理施設の状況	12
	(7) 不法投棄の状況	16
	(8) 前計画の目標値との比較	17
2	し尿の排出状況等	18
	(1) 総排出量	18
	<ul><li>(2) 処理別排出量</li><li>(3) し尿処理施設の状況</li></ul>	19 19
	(3) と尿処理施設の状況 (4) 浄化槽の設置状況	21
第 2	項 産業廃棄物	22
1		22
	(1) 総排出量	22
	(2) 業種別排出量	23
	(3) 種類別排出量	24
	(4) 地域別排出量	25
2	産業廃棄物の処理の状況	28
	(1) 処理の概要 (2) 中間処理の概要(農業を除くもの)	28 31
	(3) 有効利用状況(農業を除くもの)	32
	(4) 最終処分状況 (農業を除くもの)	34
3	特別管理産業廃棄物	35
4	産業廃棄物の処理体制の整備状況	36
-	(1) 産業廃棄物処理業の許可状況	36
	(2) 産業廃棄物中間処理施設の整備状況	37
	(3) 産業廃棄物最終処分場の整備状況	37
5		38
6	不法投棄の状況	39
7	前計画の目標値との比較	41
	(1) 総排出量	41
	(2) リサイクル率	41
## 0 ##	(3) 最終処分量	41
第2節	廃棄物の将来予測	42 42
	項 一般廃棄物 - デスの批出長の原本 スツ	
1	ごみの排出量の将来予測 (1) 総排出量	$\begin{array}{c} 42 \\ 42 \end{array}$
	(2) 収集形態別排出量	42 42
	(3) 処理の状況	43
	(4) リサイクルの状況	43
	(5) 一般廃棄物の最終処分量の将来予測	43
2	し尿の排出量等の将来予測	44
	(1) 総排出量	44
	(2) 処理別排出量	45

	第2項 産業廃棄物	46
	1 産業廃棄物の排出量の将来予測	46
	(1) 総排出量	46
	(2) 業種別排出量	46
	(3) 種類別排出量	47
	(4) 地域別排出量	48
	2 産業廃棄物の処理状況の将来予測	51
	(1) 全体	51
	(2) 農業を除くもの	52
	3 産業廃棄物の有効利用の将来予測	53
		53
		33
第	3 節 課題	54
	第1項 一般廃棄物	54
	1 ごみの排出抑制,減量化,リサイクルの促進	54
	2 ごみの適正処理の促進	54
	3 ごみ処理施設の広域的整備	54
	770 = 700 700 = 700	
	4 災害廃棄物等の適正処理	54
_	5 し尿の適正処理	54
	第 2 項 産業廃棄物	55
	1 産業廃棄物の排出抑制,減量化,リサイクルの推進	55
	2 産業廃棄物処理施設の整備	55
	3 産業廃棄物の適正処理の推進	55
	3 圧米/元米物の過止だ在の住地	33
第 3 章	<b>宣 計画の基本的な考え方及び具体的目標</b>	56
	1 節 基本的な考え方	56
71-	1 3Rの推進	56
	2 適正処理の推進	57
	3 非常災害時等における処理体制の整備	57
第	2節 計画の具体的目標	58
	第1項 一般廃棄物	58
	1 ごみの排出量についての目標	58
	2 ごみのリサイクルについての目標	58
	3 ごみの最終処分量についての目標	58
	第2項 産業廃棄物	59
	1 産業廃棄物の排出量についての目標	59
	2 産業廃棄物のリサイクルについての目標	59
	3 産業廃棄物の最終処分量についての目標	59
<b>左</b> 4 <b>寸</b>	5	
第4章		60
弗	1節 施策の展開	60
	第1項 一般廃棄物	60
	1 排出抑制,減量化,リサイクルの促進	60
	(1) 排出抑制の促進	60
	(2) 食品ロスの削減 (2) True to Mark (2) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	60
	(3) 再生素材等の利用促進	61
	(4) 容器包装リサイクルの促進 (5) 京原 - 小型京原ルルイカルの促進	61
	(5) 家電,小型家電リサイクルの促進	62
	(6) 自動車リサイクルの促進	62
	(7) 生ごみなどのリサイクルの促進	62
	(8) 食品リサイクルの促進	62
	(9) その他の品目のリサイクルの促進	62
	2 廃棄物処理体制の整備	63
	(1) ごみの広域処理の促進	63
	(2) 一般廃棄物処理施設の維持管理の徹底	63
	(3) 廃棄物エネルギーを回収する施設の整備促進	63

3	適正処理の推進	63
	(1) 不法投棄の防止	63
	(2) 地域環境衛生団体の育成	63
	(3) 市町村一般廃棄物処理計画策定への適切な助言	63
	(4) 家電の適正処理	64
4	し尿処理の推進	64
	(1) し尿処理施設による処理の促進	64
	(2) 浄化槽によるし尿処理の適正化	64
5	普及啓発及び情報公開の促進	64
	(1) 県民への普及啓発	64
	(2) 情報公開の推進	64
第 2	項 産業廃棄物	65
1	排出抑制,減量化,リサイクルの推進	65
	(1) 排出事業者への指導	65
	(2) リサイクル製品の市場拡大	65
	(3) 排出抑制・リサイクル等の取組への支援	65
	(4) 公共事業等におけるリサイクルの推進	65
	(5) 食品リサイクルの推進	65
0	(6) 資源循環関連企業の立地促進	65
2	産業廃棄物処理施設の整備促進	66
	(1) 県内完結型の産業廃棄物処理の推進	66
	(2) 中間処理施設の整備	66
	(3) 安定型最終処分場の整備	66
2	(4) 管理型最終処分場の整備	66
3	適正処理の推進	66
	(1) 排出事業者処理責任の原則の徹底	66
	(2) 電子マニフェスト制度の普及	66
	(3) 優良な処理業者の育成 (4) 監視指導の徹底	66 67
	(5) 不法投棄の撲滅	67
	(6) 県外産業廃棄物の適正管理	67
4	普及啓発及び情報公開の推進	67
1	(1) 県民への普及啓発	67
	(2)情報公開の推進	67
5	その他個別取組項目	68
0	(1)動物のふん尿	68
	(2) 農業用廃プラスチック類	69
	(3) 建設系産業廃棄物	69
	(4) 焼酎粕	70
	(5) ポリ塩化ビフェニル廃棄物 (PCB廃棄物)	71
	(6) その他の特別管理産業廃棄物	72
第3	項 災害廃棄物等の処理対策	74
	(1) 災害廃棄物処理体制の確立	74
	(2) 災害廃棄物処理計画の策定	74
	(3) 災害廃棄物処理施設の確保	74
	(4) 新型インフルエンザ等の感染症拡大時における処理体制の確保	75
第 4		76
	(1) 家電リサイクル	76
	(2) 自動車リサイクル	76
	<ul><li>(3) 容器包装リサイクル</li></ul>	76 76
<u> </u>	(4)小型家電リサイクル	76
第 5		77
	(1) 地域計画	77
	(2) 海岸漂着物等の円滑な処理	77
<u>#</u> C	(3) 海岸漂着物等の発生の効果的な抑制	77
第6		78
	項 プラスチックごみ削減の推進	79
1	7 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17	79
	(1) 関係機関と連携したプラスチックごみの排出抑制等の普及促進	79

(2) マイバッグキャンペーンの推進	79
(3) リサイクル製品等の積極的活用及び普及啓発	79
(4) 家庭からのプラスチックごみの回収・リサイクル	79
(5) 容器包装リサイクルの促進	80
2 事業者からのプラスチックごみ(廃プラスチック類)削減	80
(1) 排出抑制・リサイクル等の取組への支援 (2) 農業用廃プラスチック類の適正処理	80 80
3 海洋プラスチック質の過止処理 3 海洋プラスチックごみ対策	80
(1)海岸漂着物等の円滑な処理	80
(2) 海岸漂着物等の発生の効果的な抑制	80
第2節 関係者の役割	81
第1項 県民の役割	81
1 廃棄物の排出抑制,減量化,リサイクル	81
2 分別収集によるリサイクルの推進	81
3 事業者が行う取組への協力	81
4 廃棄物の適正処理の推進	81
第2項 排出事業者の役割	82
1 廃棄物の排出抑制,減量化,リサイクルの推進	82
2 排出事業者処理責任の原則	82
3 廃棄物の適正処理の推進	82
4 廃棄物処理施設の整備推進	83
5 普及啓発及び廃棄物処理施設に関する情報公開の推進	83
第3項の処理業者の役割	84
1 産業廃棄物の減量化,リサイクルの推進	84
2 廃棄物の適正処理の推進	84
3 産業廃棄物処理施設の整備推進	84
4 廃棄物処理施設に関する普及啓発及び情報公開の推進	84
第4項 市町村の役割	85
1 廃棄物の排出抑制,減量化,リサイクルの推進	85
2 廃棄物の適正処理	85
3 散乱ごみの防止	85
4 廃棄物処理施設の整備推進	85
5 廃棄物処理施設に関する普及啓発及び情報公開の推進	86
6 鹿児島市の役割	86
<b>第5章 計画の推進</b>	87
第1節 計画の推進体制	87
第1項 県の推進体制の整備	87
第2項 市町村との連携強化	87
第3項 関係団体との連携強化	87
第2節 計画の進捗状況の点検	88

<sup>(</sup>注)本計画中の数値については、単位未満の数を四捨五入により端数処理しているため、総数と内訳が必ずしも 一致しないことがあります。

# 第1章 廃棄物処理計画の基本的事項

## 第1節 計画策定の背景

今日, わたしたちの社会は, 地球規模での人口増加や経済規模の拡大の中で, 地球温暖化, 災害の頻発化・激甚化, 資源の枯渇, 生態系の危機といった様々な問題に直面しています。

また、わたしたちの日々の生活から排出されるごみや、事業活動によって 排出される産業廃棄物については、排出量は減少傾向にあるものの、廃棄物 等の多様化に伴う処理の困難化や不適正な処理による環境負荷の増大等、な お様々な課題が残されています。

これらの環境問題を解決し、恵み豊かな環境を次の世代へ引き継いでいくためには、常に持続可能な社会の構築に向けた視点を持ち、脱炭素社会や自然共生社会に向けた取組と統合した取組を進めるとともに、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会の在り方やライフスタイルを見直し、資源やエネルギーを効率的に使用し、限られた資源を繰り返し使うことのできる物質循環の流れを確保するなど、環境への負荷ができる限り低減される、いわゆる循環型社会の実現を図ることが重要です。

このような中、平成27年9月の国連サミットにて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、SDGs (持続可能な開発目標)が掲げられたほか、国においては、「循環型社会形成推進基本法」に基づく「循環型社会形成推進基本計画」や「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」等に基づき、循環型社会の形成に向けて、各般の施策による対応が図られてきたところです。

一方,県では,「鹿児島県廃棄物処理計画」を策定するとともに,公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場「エコパークかごしま」の整備や産業廃棄物税を活用した各種事業の実施により,廃棄物の排出抑制,減量化及びリサイクルの推進並びに適正処理を推進してきました。

前計画の策定後、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)が改正(平成29年6月)され、廃棄物の不適正処理への対応の強化が図られたことや、第4次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月)やプラスチック資源循環戦略(令和元年5月)が策定されるなど廃棄物を取り巻く情勢の変化に適切に対応するため、計画を改定することとしました。

本計画は、廃棄物処理法第5条の5に基づき策定するもので、県内で発生する一般廃棄物や産業廃棄物の排出抑制、減量化及びリサイクルの推進並びに適正処理等を推進するために必要な施策や目標等を定めるとともに、県内における循環型社会の形成を推進していくための基本的な方向を示すもので、県民や事業者及び行政等の全ての主体が取り組んでいくための指針となるものです。

### 第2節 計画の位置づけ

この計画の策定に当たっては、「環境基本法」、「循環型社会形成推進基本法」 等の各種法律や県の「鹿児島県環境基本計画」及び市町村の「一般廃棄物処 理計画」等との整合を図る必要があります。

この計画の位置づけは下図のとおりです。

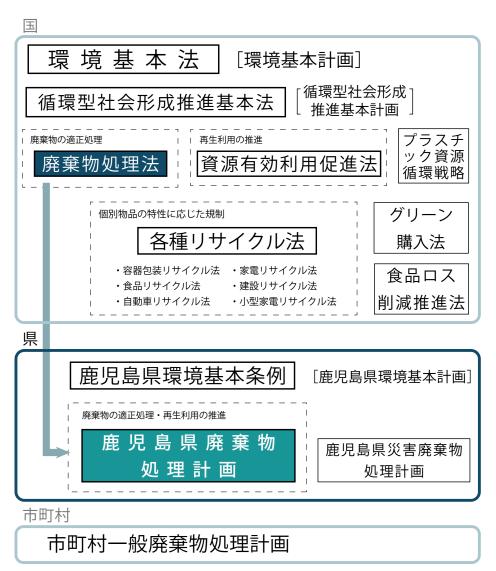


図1 計画の位置づけ

## 第3節 計画の期間

この計画は令和3年度を初年度とし、令和7年度を目標年度とする5か年計画とします。

なお、今後、おおむね5年ごとに計画の見直しを行っていくこととしますが、廃棄物は、社会情勢、経済活動の動向、処理技術の進歩等により、質・量ともに変化が伴うものであることから、常にその実態把握に努め、廃棄物を取り巻く情勢に大きな変化が生じた場合には、期間内であっても必要に応じて見直しを行うものとします。

## 第4節 計画における地域区分

この計画において地域特性を明らかにするため、鹿児島県内を以下のとおり、7地域に区分しました。

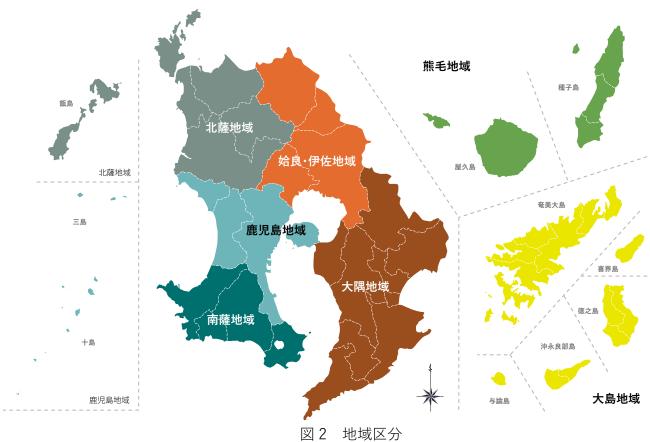


表 1 地域区分

地域名	市町村名
鹿児島地域	鹿児島市,日置市,いちき串木野市,三島村,十島村
南薩地域	枕崎市,指宿市,南さつま市,南九州市
北薩地域	阿久根市,出水市,薩摩川内市,さつま町,長島町
姶良・伊佐地域	霧島市,伊佐市,姶良市,湧水町
大隅地域	鹿屋市,垂水市,曽於市,志布志市,大崎町,東串良町,錦江町,南大隅町, 肝付町
熊毛地域	西之表市,中種子町,南種子町,屋久島町
大島地域	奄美市,大和村,宇検村,瀬戸内町,龍郷町,喜界町,徳之島町,天城町, 伊仙町,和泊町,知名町,与論町

## 第5節 計画の対象

この計画において対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に定める一般廃棄物及び産業廃棄物とします。

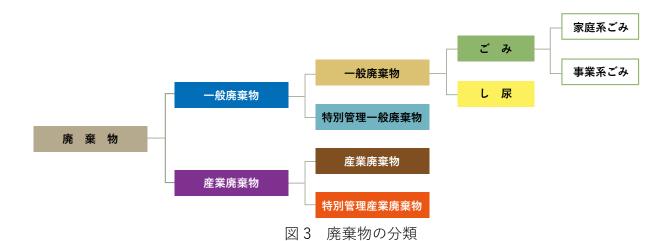


表 2 一般廃棄物の分類

衣 乙 一	放発果物 0	グガ類	
	区	分	内容
ごみ			
	家庭系ごみ	一般ごみ不燃ごみ資源ごみ	紙類,生ごみ,繊維(衣服等),木・竹類等 ガラスくず,陶器類,鋳物等 金属(空き缶類),ガラスびん,プラスチック容器等
	事業系ごみ	粗大ごみ	家電製品,家具類,自転車,畳・厨房用具等 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物でないもの (例:OA 用紙等)
し尿			
特別管理-	一般廃棄物		
	PCB を使用	した製品	一般廃棄物である廃エアコン・テレビ・電子レンジから取り出 されたもの
	廃水銀		水銀又はその化合物が使用されている製品が一般廃棄物となっ たものから回収したもの
		廃水銀を処分するた めに処理したもの	環境大臣が定める方法(硫化・固型化)以外の方法により処理 した廃水銀
	ばいじん・	燃え殻・汚泥	1時間当たりの処理能力が200キログラム以上又は火格子面積が2平方メートル以上の焼却施設であって,ばいじんを焼却灰と分離して排出し,貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられている焼却施設において生じたばいじん(集じん施設によって集められたものに限る。以下この表において同じ。)及びこれを処理したもの。廃棄物焼却炉(ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設)において生じたばいじん又は燃え殻及びこれらを処理したもの(ダイオキシン類の含有量が1グラムにつき3ナノグラム以下とする基準を超えているものに限る。)廃棄物焼却炉(ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設)の廃ガス洗浄施設から排出された汚泥及びこれらを処理したもの(ダイオキシン類の含有量が1グラムにつき3ナノグラム以下とする基準に適合しないものに限る。)
	感染性一般	廃棄物	医療機関等から排出される血液の付着したガーゼなどの感染性 病原体が含まれ、付着し又はそのおそれのある一般廃棄物

#### 表3 産業廃棄物の分類

区分	内容					
廃プラスチック類	○ 合成樹脂, 合成繊維, 合成建材, 合成ゴム (タイヤ等), 合成皮革, 合成紙, ポリ容器などのくず					
ゴムくず	大然ゴムのくず(合成ゴムは廃プラスチック類)					
金属くず	○ 鉄くず、スクラップ、研磨くず、切削くずなど					
ガラスくず・コンクリー トくず・陶磁器くず	ガラスくず,レンガくず,陶磁器くず,コンクリート製品くず,ガラス繊維くずなど					
がれき類	工作物の新築,改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片,レンガ破片,瓦破片など					
燃え殻	焼却残灰,炉清掃排出物,石炭がらなど					
汚泥	工場排水等の処理後に残る泥状のもの,下水道汚泥,ビルピット汚泥など					
廃油	鉱物性廃油,動植物性廃油,廃溶剤,廃タールピッチ類など					
廃酸	廃硫酸,廃塩酸等の酸性廃液(焼酎廃液,写真定着廃液など)					
廃アルカリ	廃ソーダ液,アンモニア廃液,染色廃液等のアルカリ性廃液					
鉱さい	高炉・平炉等の残さい,鋳物廃砂,不良鉱石,サンドブラスト廃砂など					
ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設又は汚泥,廃油,廃酸,廃アルカリ等の焼却施設において発生し,集塵施設によって集められたもの					
紙くず	全設業,パルプ,紙・紙加工品の製造業,新聞業,出版業,製本業,印刷物加工業に係るもの並びに PCB が塗布され,又は染み込んだもの					
木くず	建設業,木材・木製品製造業,パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの並びに   C   PCB が染み込んだもの,木製パレット,木製リース物品など 物品賃貸業に係る木くずな と					
繊維くず						
動植物性残さ	☆ 食料品製造業、医薬品製造業及び香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物					
動物系固形不要物	△ と畜場においてとさつし,又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥 に係る固形状の不要物					
動物のふん尿	△ 畜産農業に係る牛,豚,鶏等のふん尿					
動物の死体	△ 畜産農業に係る牛,豚,鶏等の死体					
13号廃棄物	上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもので,上記以外のもの(有害汚泥のコンクリート固型化物など)					

<sup>(</sup>注)表中の○は「安定 5 品目」といい,安定型処分場で処分可能なもの。表中の△は対象となる業種が指定されているもの。

#### 表 4 特別管理産業廃棄物の分類

	区分	内容
廃油		廃揮発油類,廃灯油類及び廃軽油類(引火点 70°C未満)
廃酸		pH(水素イオン濃度指数)が 2.0 以下の酸性廃液
廃ア	ルカリ	pH が 12.5 以上のアルカリ性廃液
感染	性産業廃棄物	医療機関等から排出される血液, 使用済み注射針などの感染性病原体が含まれ, 付着し又はそのおそれのある産業廃棄物
	廃 PCB	廃 PCB 及び PCB を含む廃油
特定有	PCB 汚染物	紙くず(PCB が塗布され,又は染み込んだもの),木くず・繊維くずのうち PCB が染み込んだもの,廃プラスチック類・金属くず(PCB が付着し,又は封入されたもの),陶磁器くずのうち PCB が付着したもの
害産	PCB 処理物	廃 PCB 等又は PCB 汚染物を処分するために処理されたもの(環境省令で定める基準に適合しないもの)
業	廃水銀等	水銀 (化合物を含む) が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物になったものから回収した廃水銀, 水銀使用製品の製造施設等において生じた廃水銀
廃	廃石綿等	建築物から除去した飛散性の吹き付け石綿,石綿含有保温材など
棄 物	その他の有害産業 廃棄物	指定下水汚泥,鉱さい,ばいじん,燃え殼,汚泥,廃油,廃酸,廃アルカリのうち,特定施設から排出されるものであって,特定有害物質 (注) (26 種類) を環境省令で定める基準以上に含むもの

<sup>(</sup>注) 特定有害物質とは:アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、 六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四 塩化炭素、1.2- ジクロロエタン、1.1- ジクロロエチレン、シス -1.2- ジクロロエチレン、1.1.1- トリクロロエタン、1.1.2- トリクロ ロエタン、1.3- ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1.4- ジオキサン、ダ イオキシン類

## 第2章 廃棄物の現状、将来予測及び課題

## 第1節 廃棄物の現状

一般廃棄物については、市町村の平成30年度までの一般廃棄物処理事業 実態調査結果を、また、産業廃棄物については平成30年度の産業廃棄物実 態調査結果を基に、リサイクルの動向等を踏まえ、令和2年度の排出量を推 計し、現状としてとりまとめました。

#### 第1項 一般廃棄物

#### 1 ごみの排出状況等

#### (1) 総排出量

- 令和2年度に県内で排出されるごみの総排出量は532千トンであり、 一人一日当たりのごみの排出量は918gであると推計されます。
- ごみの総排出量は、平成30年度と比較すると21千トン(約4%)減少しており、近年は図4に示すとおり減少傾向で推移しています。これは人口の減少とごみの排出抑制・減量化施策の推進が要因と考えられます。
- 一人一日当たりのごみ排出量は年度により増減がありますが、近年は減少傾向にあります。平成30年度は全国平均値と比較すると5g多い値となっています。



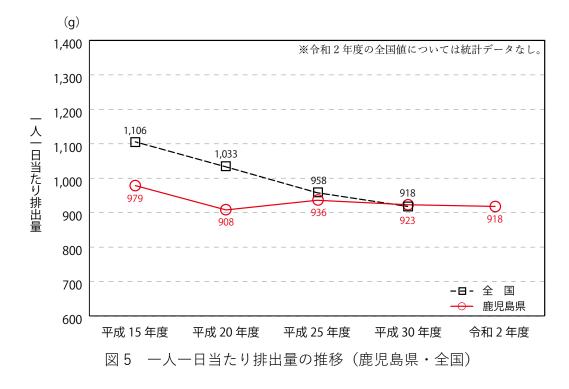


表 5 ごみの総排出量及び一人一日当たり排出量の推移

X 0 CONTRIBEX O X DIAR THE PROPERTY OF THE PRO						
	項目	平成 15 年度	平成 20 年度	平成 25 年度	平成 30 年度	令和 2 年度 (推計値)
総	排出量(千	トン)				
	鹿児島県	642	574	581	553	532
	全 国	51,606	48,106	44,874	42,725	_
_	一人一日当たり排出量(g)					
	鹿児島県	979	908	936	923	918
	全 国	1,106	1,033	958	918	<del></del>

#### (2) 収集形態別排出量

- 令和2年度の収集形態別排出量は、計画収集が461千トンで全体の86.7%を占めており、次いで直接搬入が68千トンで12.8%、集団回収が3千トンで0.6%、自家処理が0.1千トン未満となっています。
- 計画収集の内訳は、可燃ごみが377千トンで全体の70.9%を占めており、次いで資源ごみが59千トンで11.1%、不燃ごみが13千トンで2.4%等となっています。

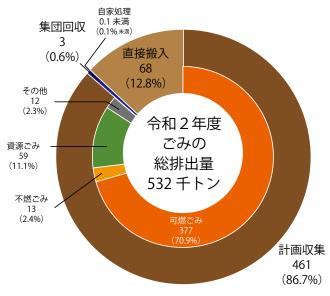


図6 ごみの収集形態別内訳

表 6 ごみの収集形態別内訳

種類		排出量	<b>割合</b> (%)
計画収集		461	86.7
	可燃ごみ	377	70.9
	不燃ごみ	13	2.4
	資源ごみ	59	11.1
	その他	12	2.3
集団回収		3	0.6
直接搬入		68	12.8
自家処理		0.1 未満	0.1 未満
合 計		532	100.0

(単位: 千トン)

#### (3) 処理の状況

• 令和2年度の本県のごみの処理の内訳は、以下のフロー図のとおりです。

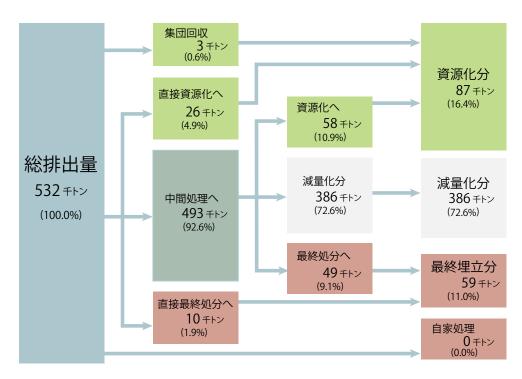
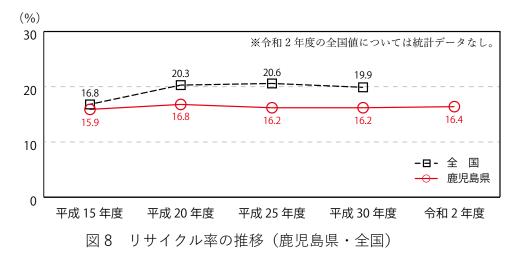


図7 ごみ処理の状況

#### (4) リサイクルの状況

- 令和2年度のごみの資源化量は87千トン(うち直接資源化26千トン,中間処理後資源化58千トン,集団回収3千トン)であり,リサイクル率は16.4%と推計されます。
- リサイクル率は図8に示すとおり近年横ばい傾向にあります。
- 平成30年度は全国平均値と比較すると3.7ポイント低い値となっています。



#### ① 容器包装リサイクル

- 容器包装リサイクル法に基づき、すべての市町村が分別収集計画を策 定し、分別収集に取り組んでいます。
- 令和元年度の収集実績は32千トンで、一市町村当たりの平均分別数は、8.6品目<sup>注1</sup>(10品目中)となっています。

表 7 第 8 期市町村分別収集計画に基づく分別収集実績(令和元年度)

対象品目	分別収集実施市町 村数/全市町村数	収集量 (トン)	再商品化量 (トン)
無色ガラス	41/43	2,391	2,351
茶色ガラス	41/43	3,523	3,418
その他ガラス	41/43	1,278	1,254
ペットボトル	43/43	4,002	3,958
スチール缶	43/43	1,778	1,768
アルミ缶	43/43	2,274	2,309 <sup>注3</sup>
紙パック	25/36	157	169 <sup>注3</sup>
段ボール	39/43	7,095	7,234 <sup>注 3</sup>
その他紙	22/36	1,479	1,467
その他プラ	31/35	7,860	6,958
(その他プラのうち白色トレイ) <sup>注2</sup>	(9/16)	(35)	(34)
合 計		31,837	30,886

<sup>(</sup>注 1)(令和元年度の市町村の収集品目平均)8.6 品目=(市町村実施品目総数)369  $\div$ (計画策定市町村数)43

<sup>(</sup>注 2) 白色トレイはその他プラに含まれるが,分けて収集してもかまわないとされている。

<sup>(</sup>注3) 平成30年度に収集・保管していたものが、令和元年度に再商品化されたため、再商品化量が収集実績を上回っている。

#### ② 家電リサイクル

- 家電リサイクル法が平成13年度から施行され、21年度からは対象機器として液晶テレビ、プラズマテレビ及び衣類乾燥機の追加、再商品化基準値の引き上げなどの対応が行われています。また、県内5カ所にある指定引き取り場所については平成21年10月から共有化が図られました。
- 家電リサイクルの再商品化率は、法律で定められた再商品化基準値を 上回る実績を上げています。

表 8 指定取引場所での引き取り台数(令和元年度実績)

豆八	テレビ		· ·	冷蔵庫	洗濯機
区分	ブラウン管	液晶・プラズマ	エアコン	・冷凍庫	・衣類乾燥機
全国	993	2,371	3,581	3,597	4,230
県	10	26	38	43	51

(単位:千台)

表 9 再商品化率(令和元年度全国の状況)

	Z T T T T T T T T T T T T T T T T T T T							
豆八	テレビ ブラウン管 液晶・プラズマ エアコン		T 77 11	冷蔵庫	洗濯機			
区分			・冷凍庫	・衣類乾燥機				
令和元年度 実績	71.0%	85.0%	92.0%	80.0%	91.0%			
再商品化 基準値	55% 以上	74% 以上	80% 以上	70% 以上	82% 以上			

#### ③ 自動車リサイクル

- 自動車リサイクル法が平成17年1月から施行され、令和元年度の県内における移動報告の状況は年間の使用済自動車の引取工程が49千台、フロン類の回収行程が35千台、解体工程が49千台、破砕行程が50千台となっています。
- 県内の事業者は、令和2年3月末現在、鹿児島市分も含め、561業者が登録・許可を有しています。

表 10 県内の移動報告の状況

工程	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
引取	49	46	51	50	49
フロン類回収	33	32	35	34	35
解体	49	46	50	50	49
破砕	52	50	56	54	50
合 計	183	174	192	188	183

(単位:千台)

表 11 県内の自動車リサイクル関連事業者の状況(令和2年3月末現在)

業種別		登録・許可業者数					
		県	鹿児島市	合計			
引取業		256 71		327			
フロン類回収業		98	98 41				
解体業		50	26	76			
破砕業	破砕前のみ	11	5	16			
W坪未	破砕	2	1	3			
合 計		417	144	561			

(単位:件)

#### (5) 最終処分の状況

- 令和2年度の最終処分量は59千トンと推計されます。
- 最終処分量は図9に示すとおり近年減少傾向にあります。

#### (千トン)

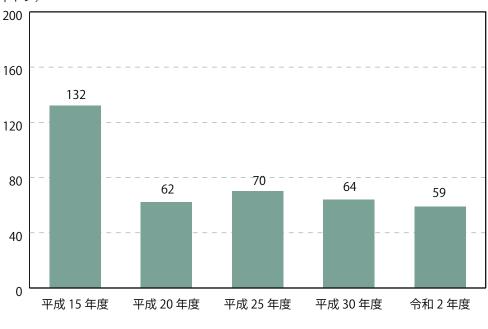


図9 最終処分量の推移

#### (6) 処理施設の状況

• 県内の一般廃棄物処理施設は、令和2年4月1日現在、焼却施設が35 施設,粗大ごみ処理・資源化施設が22施設,最終処分場が31施設となっています。

表 12 処理施設の状況(令和 2 年 4 月 1 日現在)

施設の種類	施設数	処理能力	備考
焼却施設	35	2,198 トン / 日	整備中 3
粗大ごみ処理・資源化施設	21	386トン/日	
最終処分場	31	2,841 千 ㎡ (平成 30 年度末残余容量)	

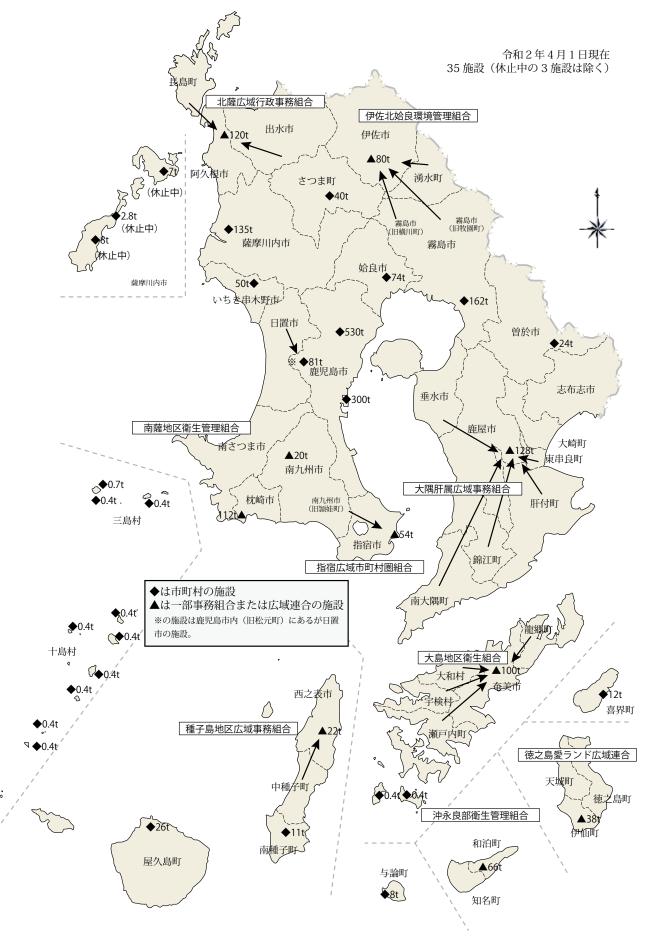


図 10 ごみ処理施設 (焼却施設) 設置状況

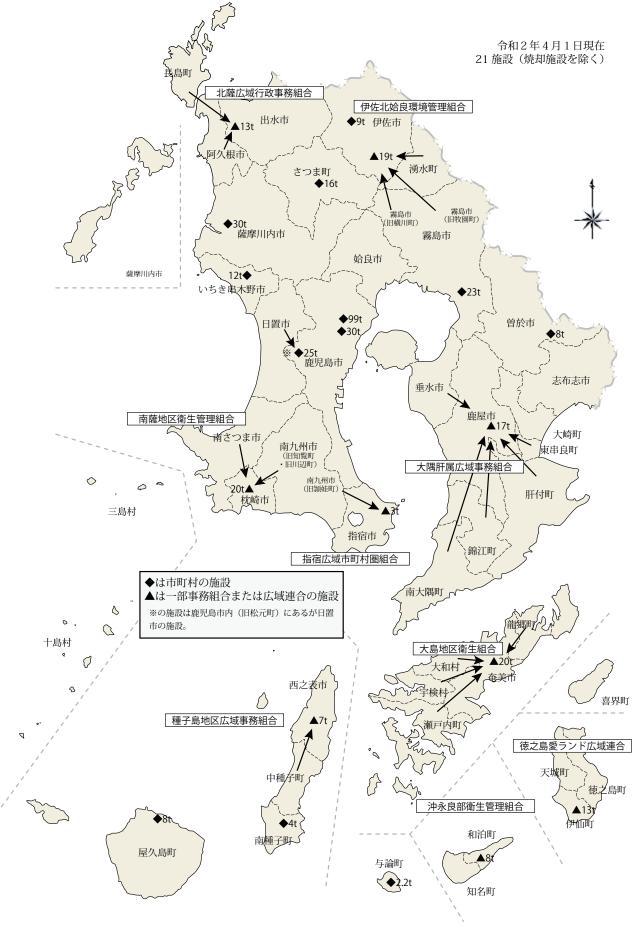
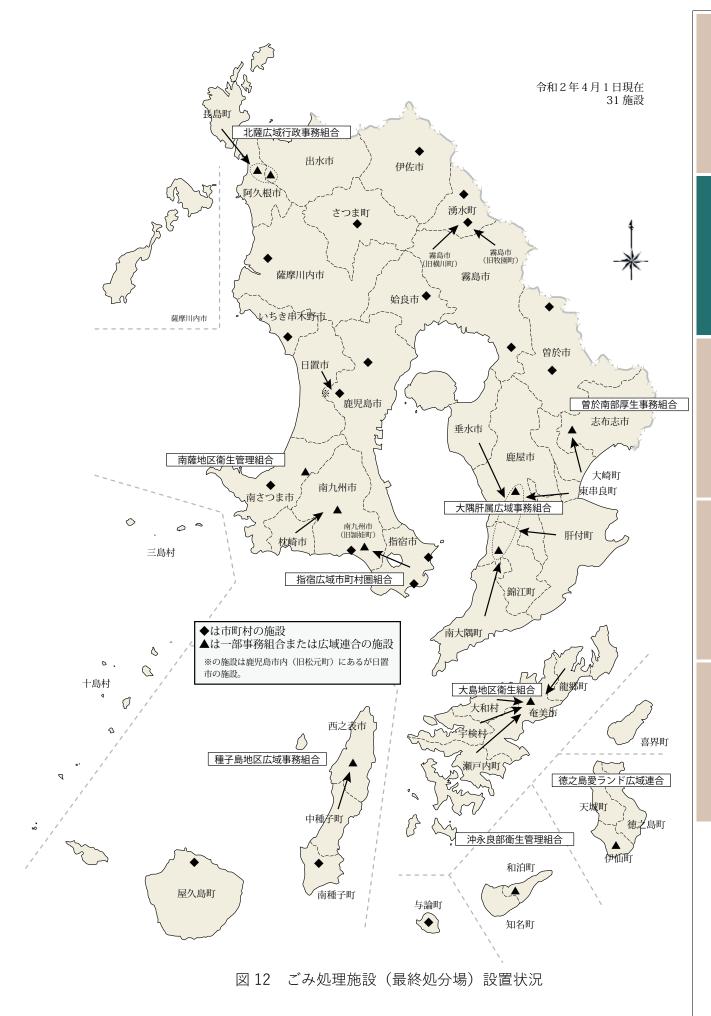


図 11 ごみ処理施設(粗大ごみ処理・資源化施設)設置状況



#### (7) 不法投棄の状況

#### ① 不法投棄家電

- 鹿児島県全体,本土における不法投棄家電の回収台数は、図 13 に示すとおり、年度によりばらつきがありますが、減少傾向にあります。
- ・離島における不法投棄家電の回収台数は、100台前後で推移しています。

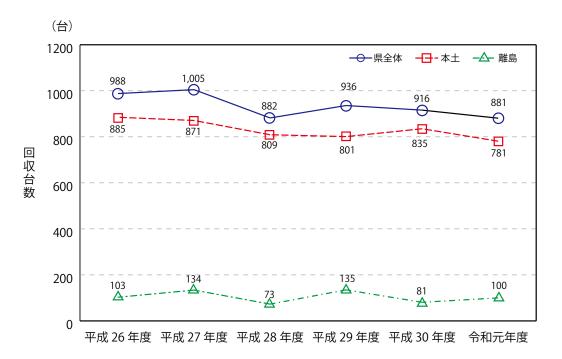


図13 不法投棄家電の回収台数の推移

#### ② 使用済自動車の不法投棄及び不適正保管

- 令和元年度における県内の使用済自動車の不法投棄台数は44台,また,自動車リサイクルを行う登録・許可業者の不適正保管は18台確認されています。
- 自動車リサイクル法の定着に伴い、不適正保管は減少傾向にありますが、不法投棄は離島において増加がみられる状況です。

表 13 不法投棄及び保管基準違反の状況

	地域	地 域 法施行前 (平成 16 年 9 月末)		平成 26 年度末	令和元年度末			
不法投棄の状況								
	県全体	3,212	98	5	44			
	本 土	2,604	22	5	7			
	離島	608	76	0	37			
不道	適正保管の状況							
	県全体	12,159	149	49	18			
	本 土	5,153	1	15	0			
	離島	7,006	148	34	18			

(単位:台)

#### (8) 前計画の目標値との比較

#### ① 総排出量

- 令和2年度におけるごみの総排出量は532千トン,一人一日当たり 排出量は918gと推計されます。
- 前計画における令和2年度目標値と比較すると、総排出量は16千トン、一人一日当たり排出量は28g目標値を上回り、目標を達成できない見込みです。

#### ② リサイクル率

- 令和2年度におけるごみのリサイクル率は16.4%と推計されます。
- 前計画における令和2年度目標値と比較すると、目標値を5.7ポイント下回り、目標を達成できない見込みです。

#### ③ 最終処分量

- 令和2年度におけるごみの最終処分量は59千トンと推計されます。
- 前計画における令和2年度目標値と比較すると、目標値を下回り、目標を達成する見込みです。

#### 表 14 前計画の目標値との比較

目標値の種類	前計画における 平成 27 年度 推計値	前計画における 令和 2 年度 (平成 32 年度) 目標値	令和 2 年度 (平成 32 年度) 推計値
総排出量(千トン)	551	516	532
一人一日当たり排出量(g)	915	890	918
リサイクル率(%)	17.3	22.1	16.4
最終処分量(千トン)	70	60	59

#### 2 し尿の排出状況等

#### (1) 総排出量

- 令和2年度に県内で排出されるし尿の総排出量は703千キロリットルと推計され、平成30年度と比較すると31千キロリットル(約4%)減少しており、近年は図14に示すとおり横ばいで推移しています。
- 内訳を種類別に見ると、汲み取りし尿(収集)が147千キロリットルで全体の20.9%を占め、浄化槽汚泥が556千キロリットルで79.1%を占めています。
- 令和2年度の本県の水洗化人口は1,486千人であり、水洗化率は93.6%と平成15年度以降上昇しています。

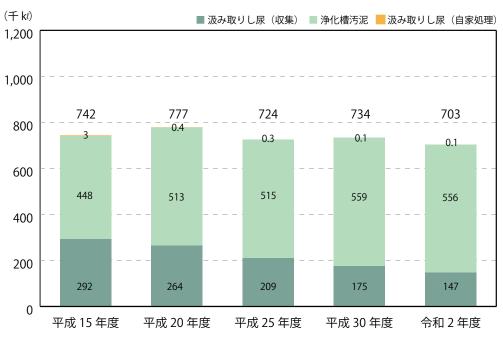


図 14 し尿の総排出量の推移(鹿児島県)

表 15 し尿処理の状況

	項目	平成 15 年度	平成 20 年度	平成 25 年度	平成 30 年度	令和 2 年度 (推計値)
糸	<b></b>	1,792	1,732	1,701	1,642	1,588
기	×洗化人口	1,310	1,380	1,471	1,476	1,486
	うち公共下水道人口	577	633	654	655	673
	うち浄化槽人口	730	739	809	812	803
	うちコミュニティ・プラント人口	3	8	9	8	10
ŧ		482	351	230	166	102
	うち収集人口	479	351	230	166	102
	うち自家処理人口	3	1	0	0	0
l	し尿の総排出量(千キロリットル/年)					
	鹿児島県	742	777	724	734	703
	全 国	28,827	24,553	21,935	20,438	_

(単位:千人)

(注) 浄化槽人口には農業集落排水処理施設及び漁業集落排水処理施設の人口を含む。 [し尿の総排出量] = [汲み取りし尿] + [浄化槽汚泥] (※公共下水道は含まず)

#### (2) 処理別排出量

• 令和2年度の処理別排出量は、し尿処理施設での処理が690千キロリットルで全体の98.2%を占めており、次いで農地還元の11千キロリットル(1.6%)となっています。

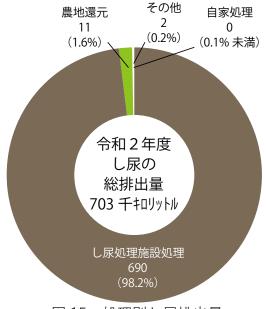


図 15 処理別し尿排出量

表 16 処理別し尿排出量

	処理年度						
項目	平成15年度	平成20年度	平成25年度	平成30年度	令和2年度		
し尿処理施設処理	664	758	707	721	690		
海洋投入	56	0	0	0	0		
農地還元	18	12	12	10	11		
自家処理	3	0	0	0	0		
その他	1	6	4	2	2		
合 計	742	777	724	734	703		

(単位:千キロリットル)

#### (3) し尿処理施設の状況

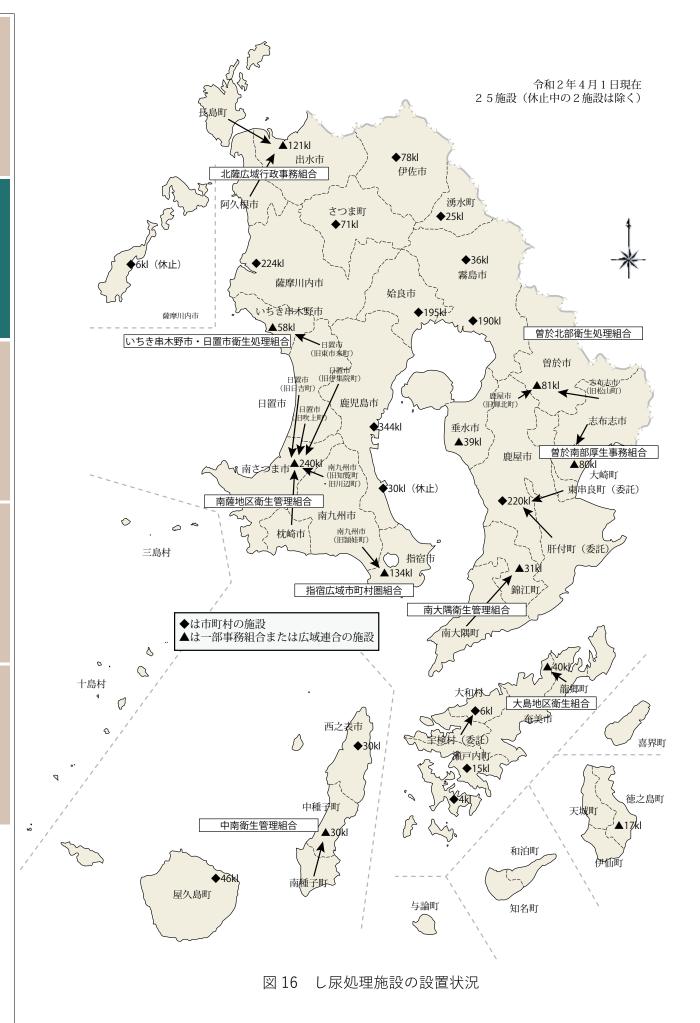
- 令和 2 年 4 月 1 日現在における県内の処理施設は、し尿処理施設が 2 5 施設、コミュニティ・プラント が 4 施設となっています。
- 令和2年4月1日現在、農業集落排水処理施設が23市町村の59地区で供用されており、1箇所で整備中です。また、漁業集落排水処理施設が7市町村の12地区で供用されています。

表 17 し尿処理施設の概要(令和 2 年 4 月 1 日現在)

施設の種類	施設数	処理能力	備考
し尿処理施設	25	2,355 キロリットル / 日 (860 千キロリットル / 年)	整備中 2
コミュニティ・プラント	4	2,919 ㎡ / 日 (1,065 千㎡ / 年)	

<sup>(</sup>注)年間処理能力値は年間365日稼働の場合を想定している。

<sup>1</sup> コミュニティ・プラント:廃棄物処理法第6条第1項により定められた「市町村の定める一般廃棄物処理計画に従い,市町村が整備したし 尿と生活排水を併せて処理する施設」。



#### (4) 浄化槽の設置状況

- 県内における浄化槽の設置基数は、図 17 に示すとおり増加傾向にあり、 令和元年度末時点の設置基数は304千基で、このうち合併処理浄化槽 の占める割合は66.1%となっています。
- 浄化槽法の改正に伴い、平成13年から原則として単独処理浄化槽の設置ができなくなったことから、今後ますます合併処理浄化槽の占める割合は高まるものと考えられます。

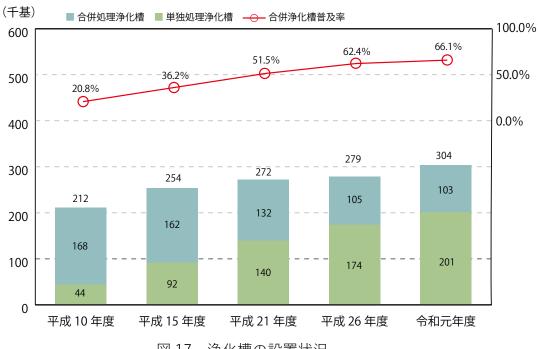


図 17 浄化槽の設置状況

表 18 浄化槽の設置状況

	処理年度						
項目	平成10年度	平成15年度	平成21年度	平成26年度	令和元年度		
合併処理浄化槽	44	92	140	174	201		
単独処理浄化槽	168	162	132	105	103		
合 計	212	254	272	279	304		

(単位:千基)

### 第2項 産業廃棄物

#### 1 産業廃棄物の排出の状況

#### (1) 総排出量

- 令和2年度に県内で排出される産業廃棄物の総排出量は、8,170千トンと推計されます。
- 産業廃棄物の総排出量は、平成27年度と比較すると195千トン(約2%)減少しており、図18に示すとおり減少傾向にあります。

